

答申第97号
(諮問第116号)

答 申

第1 審査会の結論

大分県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成27年7月6日付けで行った公文書一部公開決定処分及び公文書非公開決定処分は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 公文書の公開請求

審査請求人は、大分県情報公開条例（平成12年大分県条例第47号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、平成27年6月23日付けで、実施機関に対して、次の内容の公文書公開請求を行った。

- (1) 2008年に発覚した教員不正採用等に係る贈収賄事件において、当時の教育審議監の執務室から押収したフロッピーディスクに記録された電磁的記録
- (2) 上記(1)のフロッピーディスクが、捜査終了ないし事件確定後に押収先に還付されたことが分かるもの、廃棄されたことが分かるもの及び地検に送付されたことが分かるもの

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に対して、次のとおり一部公開決定及び非公開決定を行い、いずれも平成27年7月6日付けで審査請求人に通知した。

- (1) 上記1の(1)関係

非公開決定

（請求に係る公文書の件名）

2008年に発覚した教員不正採用等に係る贈収賄事件において、当時の教育審議監の執務室から押収したフロッピーディスクに記録された電磁的記録

（公文書を公開しない理由）

条例第31条に該当するため

〔 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）に基づく訴訟関係書類及び押収物であり、条例の規定は適用しないため 〕

- (2) 上記1の(2)関係

ア 一部公開決定

(請求に係る公文書の件名)

証拠物件保存票 (以下「対象公文書1」という。)

(公文書の一部を公開しない理由)

① 条例第7条第1号に該当するため

個人に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができるものであるため
警部補以下の職にある警察職員の氏名又は印影が記載されており、実施機関の定める警察職員の氏名に該当するため

② 条例第7条第3号に該当するため

個別の刑事事件に係る証拠品の所有者又は差出人の住居及び氏名、押収年月日、保管場所、払出年月日並びに払出理由が記載されており、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため

イ 非公開決定

(請求に係る公文書の件名)

押収品目録

(公文書を公開しない理由)

上記(1)の理由に同じ

ウ 請求に係る公文書の存否について答えることを含めて非公開決定

(請求に係る公文書の件名)

証拠物件保存票及び押収品目録以外の文書 (以下「対象公文書2」という。)

(公文書を公開しない理由)

条例第10条の規定に該当し、請求に係る文書が存在しているのか否かを答えるだけで、条例第7条第3号に規定する非公開情報を公開することとなるため

3 本件審査請求

審査請求人は、上記2の(2)のアの一部公開決定及び上記2の(2)のウの非公開決定について、行政不服審査法(昭和37年法律第16号)第5条の規定により、平成27年9月7日付けで、大分県公安委員会に対して審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

- (1) 公文書一部公開決定処分のうち、対象公文書1の事件名欄、所有者又は差出人の住居及び氏名欄の氏名、押収年月日欄、受領年月日欄、補助簿番号欄のうち年月日、保管場所欄、払出年月日欄、払出理由欄及び備考欄の部分の決定を取り消すとの裁決を求める。
- (2) 公文書非公開決定処分のうち、対象公文書2に係る部分の決定を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 上記第2の2の(2)のアの一部公開決定の違法性

2008年に発覚した教員不正採用等に係る贈収賄事件は、全国的に大きく報道され、公知の事実となっている。しかも、同事件に関連する民事訴訟は、現在2件が大分地方裁判所に係属中であり、他の1件は福岡高等裁判所に係属している。

したがって、個人に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができるものであるとしても、形式的に非公開とするのではなく同事件の実態について県民及び請求人らの知る権利が保障されることの法益と個人情報として非公開とすべき法益とを比較衡量した上で、公開の是非について個別具体的に判断されなければならない。

そうすると、当該情報が例え条例第7条第1号に該当し非公開とすべき個人情報であるとしても、その法益に比べ、より広い社会的、公共的な利益を保護すべき必要性があり、公開することのほうにこそ保護すべき法益が存することは明らかであるから、条例第9条にも該当するものである。

また、実施機関は、条例第7条第3号に該当し、その理由として、個別の刑事事件に係る証拠品の所有者又は差出人の住居及び氏名、押収年月日、保管場所、払出年月日並びに払出理由が記載されており、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるためであるとする。

しかしながら、上記のとおり全国的に大きく報道され、当該非公開情報の一部については公知の事実となっている部分もある。また、「支障」の程度の実質が不明確であり、「おそれ」についても法的保護に値する蓋然性が認められない。

ゆえに、条例第7条第1号及び第3号に該当することを理由とする一部公開決定は違法である。

- (2) 上記第2の2の(2)のウの非公開決定の違法性

上記贈収賄事件において、当時の教育審議監の執務室から押収したフロッピーディスクが、捜査終了ないし事件確定後に押収先に還付されていないことが明らかになっている。

このような現況下において、審査請求人が請求した情報は、条例第7条第3号に規定された「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」に該当しないことは明らかである。

したがって、条例第7条第3号を理由とする条例第10条の存否応答拒否は違法である。

第4 実施機関の説明の要旨

本件審査請求に対する実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 証拠品の押収等に係る手続及び作成書類について

刑事訴訟法第222条第1項の規定により準用する同法第218条第1項の規定により警察官が押収する証拠品の押収、保管、送致等に係る手続及び作成する書類は、次のとおりである。

(1) 証拠品の押収

証拠品を押収する場合、押収又は捜索をする警察官は、「捜索差押調書」又は「差押調書」を作成するほか、被疑者名、品名、数量、被差押人、差出人又は遺留者の住居・氏名、所有者の住居・氏名等を記載する「押収品目録」を作成することとされている。

また、刑事訴訟法第222条第1項の規定により準用する同法第120条の規定により、「押収品目録交付書」を作成し、所有者、所持者若しくは保管者又はこれらの者に代わるべき者に交付することとされている。

(2) 証拠品の保管

押収した証拠品を警察署で保管する場合、証拠品を押収した警察官は、「証拠物件保存票」を作成し、証拠品と共に捜査主任官に引き渡すこととされている。

証拠品の引渡しを受けた捜査主任官は、証拠品の留置の可否を検討し、留置を要すると認めるときは取扱責任者に保管を指示することとされており、証拠品の保管の指示を受けた取扱責任者は、保管庫又は保管室において保管することとされている。

(3) 証拠品の送致、還付及び廃棄

刑事訴訟法第246条は、「司法警察員は、犯罪の捜査をしたときは（中略）、速やかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければなら

ない。」と規定しており、押収した証拠品は、原則として全て検察官に送致することとなる。この場合、被疑者名、品名、数量、被差押人、差出人又は遺留者の住居・氏名、所有者の住居・氏名等を記載する「証拠金品総目録」を作成し、文書の標目、作成年月日、作成者等を記載する「書類目録」と共に「送致書」又は「関係書類追送書」に添付することとされている。

押収した証拠品で留置の必要がないものについては、刑事訴訟法第222条第1項の規定により準用する同法第123条第1項に「被告事件の終結を待たないで、決定でこれを還付しなければならない。」と規定されており、当該証拠品の還付を受けるべき者に還付することとなる。この場合、還付を受ける者から「還付請書」を徴することとなる。

また、同条第2項では、「押収物は、所有者、所持者、保管者又は差出人の請求により、決定で仮にこれを還付することができる。」と規定されている。この規定により証拠品を仮に還付する場合は、還付を受ける者から「仮還付請書」を徴することとなる。

証拠品を還付しようとする場合において、当該証拠品の還付を受けるべき者の所在が判らないとき、当該証拠品の還付を受けるべき者が「所有権放棄書」により所有権を放棄したとき等にあつては、これを廃棄することができる旨が刑事訴訟法第499条で規定されている。同条の規定により証拠品を廃棄する場合は、「廃棄処分書」等を作成することとなる。

なお、前述の「押収品目録」及び「証拠物件保存票」には、押収した証拠品の処分内容について記載することとされている。

2 対象公文書1の非公開情報該当性の判断について

(1) 対象公文書1について

対象公文書1は、平成20年度採用（平成19年度実施）に係る大分県公立学校教員採用選考試験をめぐる贈収賄事件（以下「教員採用選考試験をめぐる贈収賄事件」という。）において教育審議監室から押収した証拠品について作成されたものである。

対象公文書1には、事件名、受理簿番号、所有者又は差出人の住居及び氏名、押収年月日、押収警察官の職名及び氏名、捜査主任官の受領年月日、捜査主任官の職名及び氏名、補助簿番号、取扱責任者の受領年月日、取扱責任者の職名及び氏名、保管場所、払出年月日、払出取扱者の職名及び氏名、払出理由等が記載されている。

(2) 対象公文書1の条例第7条第1号該当性について

ア 「事件名」欄及び「所有者又は差出人の住居及び氏名」欄の情報について

条例第7条第1号は、個人に関する情報について、特定の個人を識別す

ることができるものを非公開としている。

対象公文書1の「事件名」欄及び「所有者又は差出人の住居及び氏名」欄の非公開部分には、個人の氏名及び住居が記載されており、特定の個人を識別することができる。

よって、条例第7条第1号に該当すると判断して非公開としたものである。

イ 警察官の氏名及び印影について

条例第7条第1号は個人に関する情報については非公開とする旨を定めているが、同号ただし書ハにおいては、当該個人が公務員である場合は、公務員の職及び氏名（実施機関が定める警察職員の氏名を除く。）並びに職務遂行の内容に係る部分については公開することとされている。

同号ただし書ハに規定する「実施機関が定める警察職員」については、大分県警察本部長が保有する個人情報の保護等に関する規程（平成18年大分県警察本部告示第17号）により、警部補以下の職にある警察職員と定められている。

よって、対象公文書1の「押収警察官の職名及び氏名」欄、「短期取扱責任者の職名及び氏名」欄、「払出取扱者の職名及び氏名」欄及び欄外に記載された警察官の氏名及び印影については、警部補以下の職にある警察官の氏名及び印影であることから、条例第7条第1号ただし書ハには該当しないため、同号に該当すると判断して非公開としたものである。

(3) 対象公文書1の条例第7条第3号該当性について

条例第7条第3号は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を非公開としている。

対象公文書1の「所有者又は差出人の住居及び氏名」欄、押収年月日欄、受領年月日欄、補助簿番号欄、保管場所欄、払出年月日欄、払出理由欄及び備考欄には、個別の刑事事件に係る特定の証拠品の所有者又は差出人の住居及び氏名、押収年月日、保管場所、払出年月日並びに払出理由が記載されている。これらを公にすることにより、捜査及び公訴の維持に密接に関わる証拠品の押収の時期、被押収者、処分状況等が子細に分析され、捜査機関の一般的な捜査内容や手法が推認されるといった事態が生じ、また、関係者の名誉やプライバシーを侵害する結果となって、他の事件の証拠品の所有者が、そのような情報が公開されることを危惧して捜査への協力を拒絶するといった事態が生じるなど、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

よって、条例第7条第3号に該当すると判断して非公開としたものである。

3 対象公文書2の非公開情報該当性の判断について

証拠物件保存票及び押収品目録は、刑事訴訟法第222条第1項の規定により準用する同法第218条第1項の規定により警察官が押収した全ての証拠品について必ず作成されるものであるが、これらの文書以外の証拠品の送致、還付又は廃棄に関する文書は、上記1の(3)のとおり、その処分内容に応じて作成される文書が異なるものであり、その存否を答えることにより、当該証拠品がどのように処分されたかという状況を明らかにすることとなる。

仮に、当該証拠品を送致していた場合、当該証拠品が犯罪事実の立証のための重要な物又は没収すべき物である可能性があると言うことができ、当該事件やまだ立件されていない同種事件の関係者において、押収等が予想される物品等を隠滅するおそれがある。また、個別の刑事事件につき、特定の証拠品に係る同様の公開請求をするなどの探索的、網羅的な公開請求を行うことにより、当該刑事事件の具体的な証拠品の処分状況等が子細に分析され、捜査機関の一般的な捜査内容や手法が推認されるといった事態が生じるものと認められる。

以上のことから、対象公文書2の存否を答えることは、今後における刑事事件の捜査及び公訴の維持に不当な影響を与え、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

よって、公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第3号に規定する非公開情報を公開したと同様の支障が生じるため、条例第10条の規定に該当すると判断して非公開としたものである。

4 結論

以上のことから、対象公文書1については、条例第7条第1号及び第3号の非公開情報に該当するため一部公開決定とし、対象公文書2については、条例第10条の規定に該当するため請求に係る公文書の存否について答えることを含めて非公開決定としたものである。

第5 審査請求人の意見の要旨

実施機関の説明に対する審査請求人の意見は、おおむね次のとおりである。

1 「第4-2-(2)-ア 「事件名」欄及び「所有者又は差出人の住居及び氏名」欄の情報について」について

対象公文書1の「事件名」欄及び「所有者又は差出人の住居及び氏名」欄の「氏名」については公開されなければならない。

なぜなら、教員採用選考試験をめぐる贈収賄事件については、全国的なニュースとして各報道機関が広く報道したばかりでなく、現在においても同事件に関連する民事訴訟が大分地裁、福岡高裁、最高裁に各1件の合計3件が係属中

であり、これら非公開情報等については、公知の事実であり何人にも知り得る状態にあるからである。

すなわち、対象公文書1の「事件名」欄及び「所有者又は差出人の住居及び氏名」欄の「氏名」については、上記第3の2の(1)記載の理由のほか、条例第7条第1号ただし書イに該当するので、同号に該当するとして非公開としたことは違法である。

2 「第4-2-(3) 対象公文書1の条例第7条第3号該当性について」について

教員採用選考試験をめぐる贈収賄事件については、上記1において述べたとおり公知の事実である。

例えば、大分県教育委員会の教育審議監室から同事件に係る証拠品等が押収されたのは、2008年（平成20年）7月6日であることが報道によっても明らかである。

したがって、対象公文書1の押収年月日は、公開請求の時点で何人でも知り得る状態に置かれていたし、公知の事実であるとも言える。

また、「所有者又は差出人の住居及び氏名」欄の所有者又は差出人の氏名についても、上記のとおり報道等によって、大分県教育委員会又は当時の教育審議監であることは明らかであり、公開請求の時点で何人でも知り得る状態に置かれていたし、公知の事実であるとも言える。

さらにまた、同条同号が非公開とする情報は、「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報」ではなく、「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」である。

したがって、受領年月日欄、補助簿番号欄、保管場所欄、払出年月日欄、払出理由欄及び備考欄等について、実施機関の主張によっても、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由がある、とまでは認められないのであるから、条例第7条第3号に該当するとは言えない。

3 「第4-3 対象公文書2の非公開情報該当性の判断について」について

当時の教育審議監は、私物である本件フロッピーディスクは所有者である自身に還付されていないことを大分地裁民事法廷にて証言している。また、審査請求人の情報公開請求によって、同フロッピーディスクは大分県教育委員会にも存在しないことが明らかになっている。

このようなことからすれば、同フロッピーディスクは実施機関か大分地検に存在するかのいずれかである。

これら及び上記第4の3の内容からすると、同フロッピーディスクは検察官に送致されたと判断するほかない。

したがって、非公開とされた対象公文書2は、「証拠金品総目録」、「書類目録」、「送致書」又は「関係書類追送書」であると確実に推定できる。

そして、それゆえに、これらの公文書に記載された情報のうち、審査請求人が上記1及び2において提示し、違法な非公開であるとしてその理由について明らかにした情報については、少なくとも公開されなければならない。

以上の理由により、対象公文書2について、条例第10条は該当しない。

第6 審査会の判断

審査会は、審査請求人及び実施機関双方の主張を踏まえ、対象公文書1に係る一部公開決定及び対象公文書2に係る非公開決定の妥当性について審議した結果、次のとおり判断した。

1 本件一部公開決定に係る非公開情報該当性について

(1) 対象公文書1について

対象公文書1は、教員採用選考試験をめぐる贈収賄事件で教育審議監室から押収された証拠品の保存に当たり作成された証拠物件保存票で、事件名、所有者等の住居及び氏名、押収から払出しまでの各段階における取扱年月日及び取扱警察官の氏名、警察署における保管場所、払出しの理由等が記載されている。

(2) 条例第7条第1号該当性について

ア 対象公文書1について、実施機関が条例第7条第1号に該当するとして非公開とした部分は、次に掲げる情報が記載された部分である。

- ① 被疑者の氏名
- ② 証拠品の所有者又は差出人の住居及び氏名
- ③ 警部補以下の職にある警察官の氏名及び印影

審査請求人は、これらの非公開部分のうち、①及び②の情報が記載された部分（②の情報が記載された部分にあっては氏名の部分に限る。）（以下「本件非公開部分1」という。）を本件審査請求の対象としているので、この部分が条例第7条第1号の非公開情報に該当するか否かについて検討する。

イ 条例第7条第1号は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名等により特定の個人を識別することができるものは、原則として非公開としている。ただし、法令等の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報は、例外的に公開としている（同号ただし書イ）。

この「慣行として」とは、公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていることで足りる。また、「公にされ」ているとは、当該情報が、公開請求の時点で何人でも知り得る状態に置かれていれば足り、現に公知（周知）の事実である必要はない。したがって、過去に広く報道された事実であったとしても、時の経過により、公開請求の時点ではこれには当たらない場合があり得る。

ウ 本件非公開部分1は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、条例第7条第1号本文に該当する情報である。そこで、以下、審査請求人が主張する同号ただし書イ該当性について検討する。

エ 審査請求人は、教員採用選考試験をめぐる贈収賄事件については、過去に全国的なニュースとして報道されたばかりでなく、現在においても、同事件の捜査の過程において明らかとなった教員採用選考試験に係る不正な点数操作に基づき行われた教員採用決定の取消処分に対する取消訴訟（以下「教員採用取消訴訟」という。）が係属中であり、本件非公開部分1については、公知の事実であり何人にも知り得る状態にある旨主張する。

しかしながら、捜査機関によって一定の範囲で被疑者等に関する情報が発表されてその内容が報道され、あるいは、公開の法廷で行われた関連する民事事件の裁判が傍聴されてその内容が報道されることがあっても、それは、捜査機関が公益上の必要性から一定の範囲で捜査及び処分の内容を明らかにし、あるいは、裁判の公正と司法権に対する信頼を確保するという観点からされているものであって、その限度において被疑者等のプライバシーは一定の制約を受けざるを得ないものの、それを超えてあらゆる場面において刑事事件の被疑者等に関する個人情報公にされていると言うことはできない。

また、過去の一時点において公表された刑事事件の被疑者等に関する情報については、時間の経過に伴い社会一般の関心や記憶が薄れ、次第に公衆が知り得る状態に置かれているとは言えなくなっていくとともに、個人の犯罪歴として秘匿性の高い情報であることから、その権利利益を守る必要性が増していくと考えられる。刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）においても、刑事被告事件に係る訴訟の記録は、訴訟終了後、原則として閲覧させなければならないとされているところ、同法第4条第2項第2号によれば、事件終了後3年を経過したときは閲覧請求を拒絶できるとされている。

したがって、本件非公開部分1が過去に報道等で公表されたものであり、また、教員採用取消訴訟が現に係属中であるとしても、刑が確定してから

既に7年が経過した刑事事件に係る個人情報であり、そのような事実をもって、当該情報が条例第7条第1号ただし書イに規定する慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められない。

オ 以上のことから、本件非公開部分1は、条例第7条第1号本文に該当し、同号ただし書イに該当しないことから、これを非公開としたことは妥当である。

(3) 条例第7条第3号該当性について

ア 対象公文書1について、実施機関が条例第7条第3号に該当するとして非公開とした部分は、次に掲げる情報が記載された部分（以下「本件非公開部分2」という。）である。

- ① 証拠品の所有者又は差出人の住居及び氏名
- ② 押収年月日
- ③ 押収警察官から捜査主任官への引渡年月日
- ④ 捜査主任官から証拠品の取扱責任者への引渡年月日
- ⑤ 保管場所
- ⑥ 払出年月日
- ⑦ 払出理由

イ 条例第7条第3号は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報（以下「公共安全等情報」という。）は公開しないことを定めたものである。

「実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」とは、公共安全等情報の公開・非公開の判断には、その性質上、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することから、実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否かについて審理、判断するとの趣旨である。

ウ 本件非公開部分2のうち①、②、⑥及び⑦の情報が記載された部分は、証拠品の押収の際に作成される差押調書、捜索差押調書、押収品目録等の記述と実質的に同一内容のものであるところ、これらの書類については、刑事訴訟法第53条の2の「訴訟に関する書類」に該当するものとして条例の適用が除外されている（条例第31条）。これらの書類が条例の規定の適用を除外されたのは、刑事訴訟法その他の法令で公開等の制度が体系的に整備されているため、条例の規定により公開すると、犯罪の捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいこと等によるものであるところ、これらの書類と同一内容が記載された部分を公開することにより、上記のような支障等が生じるおそれがあること

は否定できないと言うべきである。

また、本件非公開部分2のうち③、④及び⑤の情報が記載された部分は、警察署内における当該証拠品の具体的な取扱状況を記載したものであり、これを公開することによって、捜査に密接に関わる証拠品の保管の状況等が子細に分析され、捜査機関の一般的な捜査内容や手法が推認されるといった事態が生じ、犯罪の捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

なお、上記のような他の事件の捜査及び公訴の維持に対する支障は、教員採用選考試験をめぐる贈収賄事件に対する判決が確定しているとしてもなんら異なるものではない。

エ したがって、本件非公開部分2については、いずれも、これを公開することにより、将来の犯罪の捜査や公訴の維持等に支障を及ぼすおそれがあると認められ、実施機関が、これらの情報が、公にすることにより犯罪の捜査や公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めたことは、合理性を持つ判断として許容される範囲内のものと言うべきである。

(4) 条例第9条の該当性について

ア 条例第9条は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、非公開情報の規定により保護される利益を上回る公益上の理由があると認められる場合には、実施機関の高度の行政的判断により裁量的に公開することができることを定めたものである。

本条は、非公開情報の規定により保護される権利利益があるにもかかわらず例外的に公開するものであるから、適用に当たっては、非公開情報の規定により保護される権利利益と公開による公益を比較衡量して、慎重に判断する必要がある。その際、個人に関する情報の場合には、個人の人格的な権利利益をみだりに侵害しないよう、格別の配慮が必要である。

イ 審査請求人は、個人に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができるものであるとしても、形式的に非公開とするのではなく、県民の「知る権利」が保障されることの法益と個人情報として非公開とすべき法益とを比較衡量した上で、公開の是非について個別具体的に判断されなければならない旨主張する。

確かに、教員採用取消訴訟の推移については多くの報道機関によって報道されており、教員採用選考試験をめぐる贈収賄事件に対する県民の関心は未だ高いと認められる。情報の公開は民主主義の活性化のために不可欠なものであり、県の保有する情報を原則として公開することにより、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政への参加をより一層促進し、もって活力に満ちた開かれた県政を実現する、という条例の目的に照らしても、

審査請求人の主張は傾聴に値する。

このため、「知る権利」は民主主義社会において最も重要な国民の権利であり、また、教員採用選考試験をめぐる贈収賄事件の与えた社会的影響も大きいことを勘案すると、条例第9条の規定による裁量的公開を積極的に行っても良いのではないかとの意見もあった。

しかしながら、刑事事件の被疑者又は関係者であったという情報は、個人の名誉や信用に直接関わる個人に関する情報であり、個人のプライバシーのうちで最も他人に知られたいくないものの一つであり、非常に機微な情報であることから、その取扱いには格別の慎重さが要求されるものである。条例の前文においても、「知る権利」という言葉が情報公開制度に対する関心を高め、その制度化の推進に大きな役割を果たしてきたことに対する認識を示した上で、「個人に関する情報の保護に最大限の配慮をしながら、県民がその必要とする県の保有する情報を得られるよう、情報の公開を一層推進していかなければならない。」としている。

以上を踏まえて検討すると、本件非公開部分1を公開する公益上の必要性は、一定程度において認められると言えるものの、これをみだりに公開されない保護利益と比較衡量すると、相対的に低いと判断される。

また、本件非公開部分2は上記(3)のとおり公共の安全等情報と認められるところ、審査請求人が主張するような公益を勘案したとしても、これを公開することによる不利益を上回る利益があるものとは認められない。

したがって、対象公文書1について、実施機関が条例第9条による裁量的公開をしないことに裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

(5) まとめ

以上のことから、対象公文書1を条例第7条第1号及び第3号に該当するとして一部公開決定とした実施機関の判断は妥当と認められる。

2 本件非公開決定に係る非公開情報該当性について

(1) 存否応答拒否について

条例第10条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と規定している。

本条は、公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開した場合と同様に個人や法人等の権利利益を侵害したり、県の機関等が行う事務事業に支障を及ぼしたりすることがあり得る場合に、公文書の存否を明らかにしないで、公開請求を拒否することができる旨を規定したものである。ただし、本条の適用は、極めて例外的な場合に認められるものであり、濫用

されることのないようにしなければならない。

(2) 対象公文書2について

実施機関の説明によると、対象公文書2として考えられるものは、送致書、書類目録及び証拠金品総目録、還付請求書、所有権放棄書及び廃棄処分書等の文書であるところ、これらの文書は、その処分内容に応じて作成されるものであり、その存否を答えることによって、教員採用選考試験をめぐる贈収賄事件で教育審議監室から押収された特定の証拠品がどのように処分されたかが明らかになるということである。そして、当該証拠品を送致している場合は、当該証拠品が犯罪事実の立証のための重要な物又は没収すべき物である可能性があると言うことができ、当該証拠品を還付又は廃棄している場合は、当該証拠品が留置の必要のない物と言うことができるということである。

これを踏まえて検討すると、仮に、送致書、書類目録及び証拠金品総目録が存在した場合、当該証拠品を送致したことが明らかになり、それを知った同種事件の関係者や犯罪を企図する者が証拠隠滅等の対抗措置を講ずるなど、犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがあると認められる。また、個別の刑事事件につき、特定の証拠品に係る同様の公開請求をするなどの探索的、網羅的な公開請求を行うことにより、捜査に密接に関わる証拠品の処分の状況が子細に分析され、捜査機関の一般的な捜査内容や手法が推認されるといった事態が生じ、犯罪の捜査及び公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

以上のことから、対象公文書2の存否を答えることは、今後における刑事事件の捜査及び公訴の維持に不当な影響を与え、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、条例第7条第3号に規定する公共の安全等情報に該当する。

したがって、対象公文書2の存否を答えるだけで条例第7条第3号の非公開情報を公開することとなるため、条例第10条の規定により、その存否を明らかにしないで本件公開請求を拒否した実施機関の判断は、妥当であると認められる。

3 結論

以上のことから、実施機関が対象公文書1を条例第7条第1号及び第3号に該当するとして一部公開とした決定並びに対象公文書2を条例第10条に該当するとして非公開とした決定は妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	処理内容
平成27年 9月15日	諮問
平成27年12月16日	事案審議（平成27年度第9回審査会）
平成28年 1月27日	事案審議（平成27年度第10回審査会）
平成28年 2月24日	事案審議（平成27年度第11回審査会）
平成28年 4月27日	事案審議（平成28年度第1回審査会）
平成28年 5月25日	事案審議（平成28年度第2回審査会）
平成28年 6月29日	答申決定（平成28年度第3回審査会）

大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び指定委員

氏名	職業	備考
吉田 祐治	弁護士	会長
城戸 照子	大分大学経済学部教授	
池邊 英貴	大分県信用保証協会常勤理事	
松尾 和行	大分合同新聞社 上席執行役員 論説編集委員室長	
芥川 美佐子	大分県地域婦人団体連合会理事	